

防火戸関連技術情報目次

資料No.	タイトル	掲載年月
1	パイプスペース等における点検・検針用防火戸の取り扱いについて。	平成21年4月
2	CAS-0257をエレベーター前防火区画以外においても、遮煙性能を有する防火設備として使用しても良い場合がある。	平成21年4月
3	「防火戸運用に関する手引き」の特定防火設備の構造、鋼製軽量建具充填材(ペーパーコア)の解釈	平成21年6月
4	特定防火設備及び防火設備のステンレス材使用について	平成21年6月
5	耐熱板ガラスが防火設備の例示仕様と認められない件	平成21年6月
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

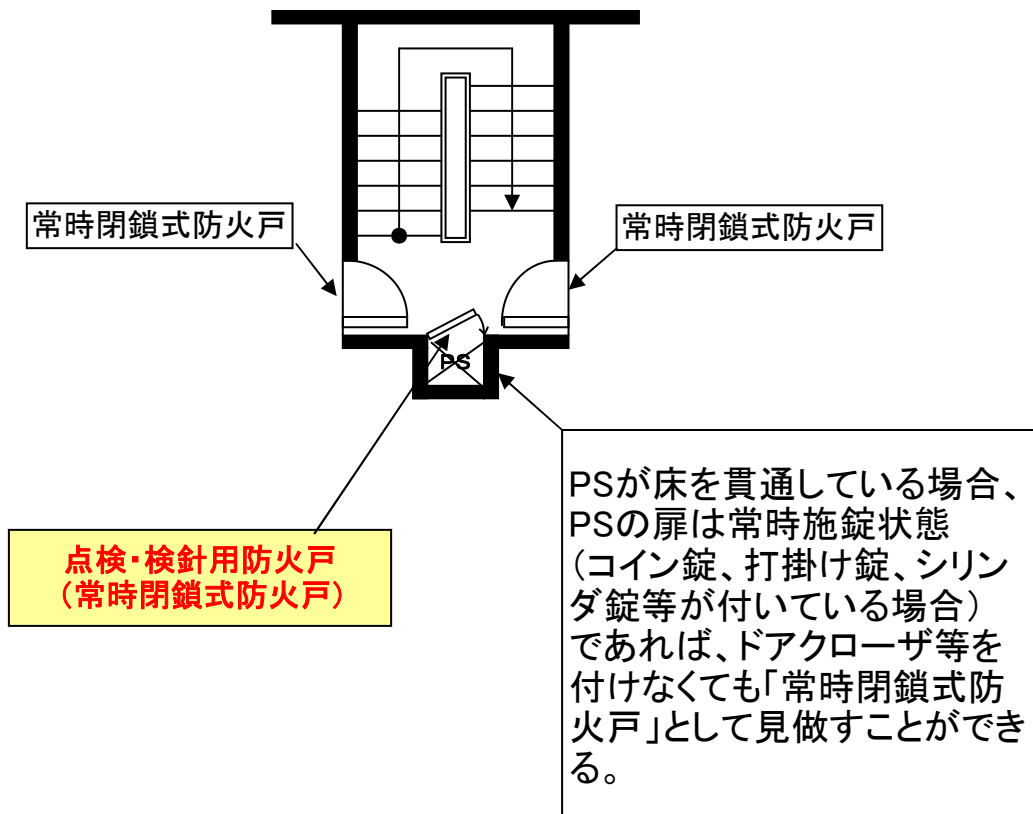
<防火戸関連技術情報> No.1

■パイプスペース等における点検・検針用防火戸の取扱いについて

防火区画(たて穴区画)に取付く、パイプスペース等の点検・検針等のための戸で、常時施錠状態にある鋼製の戸(平成12年建設省告示第1360号または1369号による防火戸)は、ドアクローザ等がなくても「常時閉鎖式防火戸」として取り扱ってもよい。

※日本建築行政会議発行の「建築物の防火避難規定の解説 2005(第6判)」に記載されています。

参考:昭和44年5月1日住指発第149号



<防火戸関連技術情報> No.2

■CAS-0257をエレベータ前防火区画以外においても、遮煙性能を有する防火設備として使用してもよい場合がある。

平成16年3月消防庁予防課長より消防予第47号が、各都道府県消防主管部長宛に発令され、自動閉鎖装置付きの防火戸等の気密性を高めるための措置として、以下のように記述されている。

遮煙性能を有する防火設備等が必要な場合(たて穴区画および異種用途区画)、昭和48年建設省告示第2564号に定める例示仕様のうち、当該防火戸のすきまの流量係数が0.001以下であるものとする。なお、国土交通大臣の認定を受けたCAS—0002号(現在のCAS—0257号)に適合する防火設備である防火戸は、これに適合するものとして取り扱って差し支えない。

※平成16年3月22日消防予第47号より抜粋

上記省令によれば、告示2564号の例示仕様だけでは、不十分という見解を示している。したがって、すきまの流量係数0.001が証明できないのであれば、CAS—0257号を使用するのが得策といえます。

＜防火戸関連技術情報＞ No.3

■ 「防火戸の運用に関する手引き」充填材の解釈

平成12年建設省告示第1369号による「特定防火設備」充填材料について
（「防火戸の運用に関する手引き」補足）

○ 「防火戸の運用に関する手引き」 14頁 2. 3)心材・充填材

ペーパーコア、水酸化アルミ無機シートコア、グラスウール、ロックウールを用いる。

上記の「ペーパーコア」記載根拠は、表記の平成12年建設省告示第1369号に充填材料の記載がないことを根拠にしています。

なお、この見解は3協会の解釈であり、特定行政庁、指定確認検査機関等では不適合の指摘をうける場合がありますので、製品供給にあたっては、会員各社の自己責任にて事前に特定行政庁、指定確認検査機関等に確認してください。

注)水酸化アルミ無機シートコア、グラスウール等準不燃材以上の防火性能を有する充填材料は基本的に不適合の指摘をうけることはありません。

以上

<防火戸関連技術情報> No.4

■特定防火設備及び防火設備のステンレス材使用について

「防火設備の構造」の解釈について、国土交通省パブリックコメントによる「建築基準法関係省令及び告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方」に掲載されています。

この資料は、平成12年建築基準法改正時に旧建設省がパブリックコメントとして法改正における意見を集め、その意見に対する旧建設省としての考え方(回答)をまとめられたものです。

この資料は、16ページ程度になっていますが、「防火設備の構造」に関係した記事を抜粋しています。

建築基準法関係省令及び告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方

(告示名および根拠条文はパブリックコメント実施段階のもので、実際に公布されたものと異なる場合があります)

対象省令・告示	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
特定防火設備の構造を定める件 (令第112条第1項)	○「鉄製で鉄板の」を「鋼板製で鋼板の」とすべきである。	○従来から鉄製との用語を用いており、今回改正は行いません。なお、 ステンレスを含むもの です。

※上記に掲載資料は抜粋内容ですが、全文を確認される場合は、インターネットで

○ www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/s20000602a/ans_list.htmまたは

○ 建築基準法施行令改正案に関する意見と回答

により検索してください。

<防火戸関連技術情報> No.5

■ 耐熱板ガラスが防火設備の例示仕様と認められない件

「防火設備の構造」の解釈について、国土交通省パブリックコメントによる「建築基準法関係省令及び告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方」に掲載されています。

この資料は、平成12年建築基準法改正時に旧建設省がパブリックコメントとして法改正における意見を集め、その意見に対する旧建設省としての考え方(回答)をまとめられたものです。

この資料は、16ページ程度になっていますが、「防火設備の構造」に関係した記事を抜粋しています。

建築基準法関係省令及び告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方

(告示名および根拠条文はパブリックコメント実施段階のもので、実際に公布されたものと異なる場合があります)

対象省令・告示	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
遮炎性能を有する防火設備の 構造方法を定める件 (法第2条第9号の2ロ)	○ 網入りガラスとともに耐熱板ガラスを 例示するべきである。	○ 耐熱板ガラスの仕様は製造者により異なっており、 普遍的に用いられる例示仕様とすることは困難で す。

※上記に掲載資料は抜粋内容ですが、全文を確認される場合は、インターネットで

○ www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/s20000602a/ans_list.htmまたは

○ 建築基準法施行令改正案に関する意見と回答

により検索してください。

尚、例示仕様は認められませんので大臣認定の取得が必要となります。